

生活衛生関係営業のみなさまへ

# 生活衛生融資のご案内



お店の元気、  
サポート、「いきいき」!

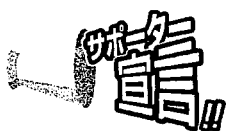
岩田さゆり

大きな明日へ いきいき融資

**国民生活金融公庫**

<http://www.kokukin.go.jp/>

(平成18年4月)



## ○ 一般貸付 ○

○原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です。

### 設備資金

業 種	ご融資額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業(注1)	<b>7,200</b> 万円以内
一 般 公 衆 浴 場 業	<b>3</b> 億円以内
2施設以上の場合	<b>4億8,000</b> 万円以内
旅 館 業	<b>4</b> 億円以内
興 行 場 営 業 サ ウ ナ 営 業	<b>2</b> 億円以内
ク リ ー ニ ン グ 業 (注2)	<b>1億2,000</b> 万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	<b>13</b> 年以内 (1年以内) [一般公衆浴場業は30年以内]

(注1) その他公衆浴場業 (いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等) の方は、資金のお使いみちがレジオネラ症の発生のおそれがある施設または設備を改善する場合に限りま。

(注2) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。  
(ただし、ご融資額は4,800万円以内)

## ○ 振興事業貸付 ○

○振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。  
○生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

### 設備資金

### 運転資金

業 種	ご融資額	ご融資額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業	<b>1億5,000</b> 万円以内	全業種 <b>5,700</b> 万円以内
一 般 公 衆 浴 場 業	<b>1億5,000</b> 万円以内 [一般貸付]と別枠です。	
旅 館 業	<b>7億2,000</b> 万円以内	
興 行 場 営 業	<b>7億2,000</b> 万円以内	
ク リ ー ニ ン グ 業 (注)	<b>3</b> 億円以内	
ご返済期間 (うち据置期間)	<b>18</b> 年以内 (2年以内)	<b>5</b> 年以内 (6ヵ月以内) 特に必要な場合は <b>7</b> 年以内 (1年以内)

(注) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。  
(ただし、ご融資額は4,800万円以内)

# ● 特例貸付 ●

## 環境対策関連貸付

一般貸付、振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

### ○防災・環境対策資金

- ・消防関連  
店舗の防火安全を確保するために必要とする設備資金
- ・アスベスト対策関連  
店舗のアスベスト飛散防止などに必要とする設備資金
- ・耐震改修関連  
店舗の事業継続計画(BCP)に基づく耐震改修に必要とする設備資金  
(注)ご利用には、事業継続計画(BCP)の作成が必要になります。作成方法については、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)をご参照ください。

### ○食品リサイクル資金

食品循環資源の再生利用などを実施するために必要とする設備資金

◆食品リサイクル資金の対象となる業種は、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、旅館業および興行場営業です。

ご融資額

上乗せ  
**3,000**万円以内  
(各資金の上乗せの  
通算3,000万円以内)

ご返済期間(うち据置期間)

**15**年以内  
(1年以内)

## 事業安定等貸付(雇用安定資金)

振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

事業の拡大等を行うことにより、新たに2人以上(特定業種または従業員20人以下の場合は1人以上)の雇用が見込まれる方が必要とする設備資金と運転資金

ご融資額

上乗せ  
**3,000**万円以内  
(設備資金と運転資金の通算)

ご返済期間(うち据置期間)

設備資金  
**18**年以内(2年以内)  
運転資金  
**5**年以内(2年以内)  
特に必要な場合は  
**7**年以内(2年以内)

◆一般公衆浴場業については、一般貸付に上乗せしてご利用いただけます。

## 健康・福祉増進貸付

一般貸付、振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

### ○福祉増進資金

店舗のバリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗にするために必要とする設備資金

### ○受動喫煙防止資金

店舗など多数の人が利用する施設における「受動喫煙」を防止するために必要とする設備資金

◆受動喫煙防止資金の対象となる業種は、飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業およびサウナ営業です。

ご融資額

上乗せ  
**3,000**万円以内  
(各資金の上乗せの  
通算3,000万円以内)

ご返済期間(うち据置期間)

**15**年以内  
(1年以内)

# ● 特別貸付 ●

## ○生活衛生セーフティネット貸付

	ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間(うち据置期間)
経営環境 変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	<b>5,700</b> 万円以内 (振興運転資金と通算)	運転資金 <b>5</b> 年以内(1年以内) 特に必要な場合は <b>7</b> 年以内(2年以内)
金融環境 変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 <b>3,000</b> 万円以内	運転資金 <b>5</b> 年以内(1年以内) 特に必要な場合は <b>7</b> 年以内(2年以内)

- ◆振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。
  - ◆生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」が必要です。
  - ◆国民生活金融公庫各支店のみのお取り扱いとなります。
- ※このほか、衛生環境激変特別貸付の融資制度があります。

## ● 生活衛生改善貸付（小企業等設備改善資金） ●

○生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

設備改善のために必要な設備資金

**550**万円以内のほか  
別枠**450**万円以内

**7**年以内（6ヵ月以内）

- ◆無担保・無保証人でご利用いただけます。
- ◆ご利用にあたっては、一定の要件を満たした方で生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は生活衛生営業指導センター）の推せんが必要です。
- ◆別枠のお取扱期間は平成19年3月31日までです。
- ◆ご返済期間は平成19年4月1日から6年以内となります。
- ◆国民生活金融公庫各支店のみの取り扱いとなります。

## 担保・保証人の要件を緩和した融資制度

### ● 第三者保証人等を不要とする融資 ●

○ご家族や社内の役員の方などの保証による融資をご希望の方

	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 額	<b>1,500</b> 万円以内	（雇用の増加を図る場合は 2,000万円以内）
ご返済期間 （うち据置期間）	<b>5</b> 年以内（特に必要な場合は <b>7</b> 年以内）（6ヵ月以内）	<b>10</b> 年以内（2年以内）

- ◆ご利用にあたっては、次のいずれにも該当することが必要です。
  - 1 税務申告を2期以上行っていること
  - 2 所得税等を完納していること
- ◆通常適用される利率に、0.9%（年利）が上乘せされます。（アスベスト除去などを行うために、防災・環境対策資金をご利用いただく場合を除きます。）
- ◆国民生活金融公庫各支店のみの取り扱いとなります。

### ● 新創業融資制度（無担保・無保証人） ●

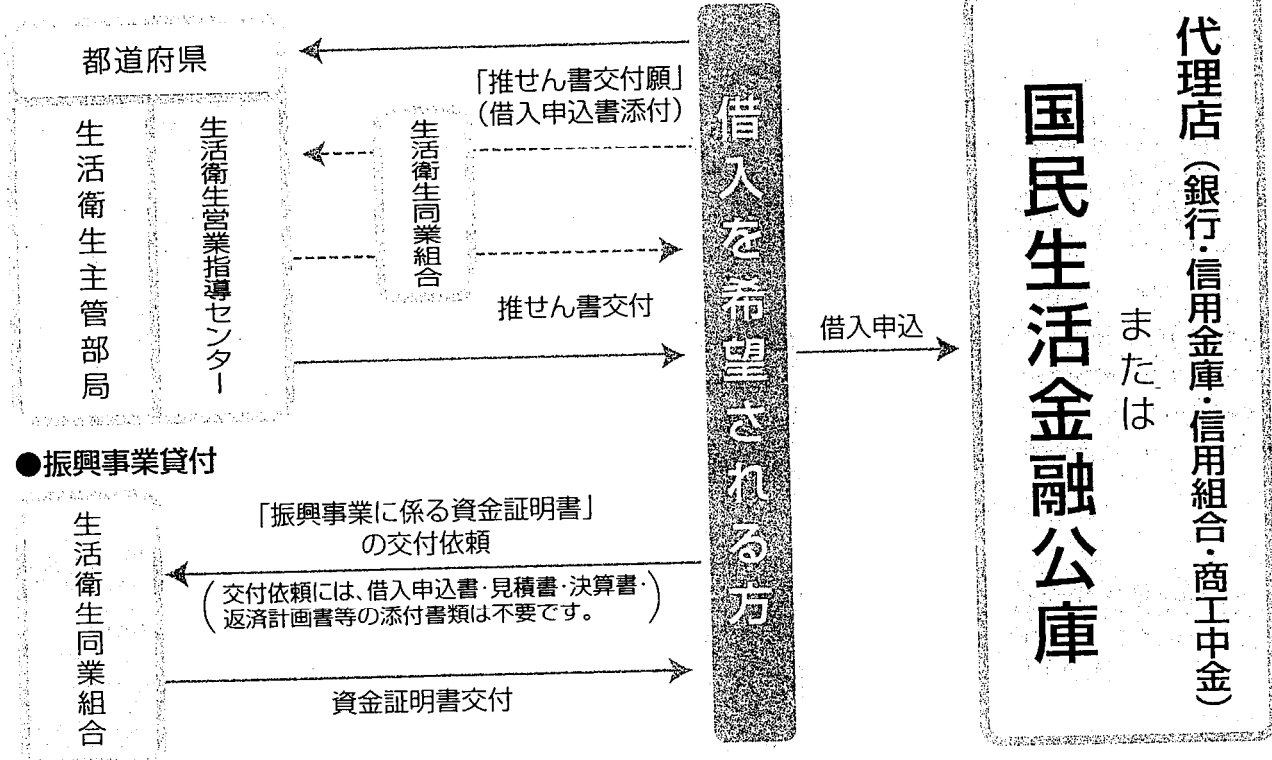
○新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方

	運 転 資 金（振興事業貸付）	設 備 資 金（一般貸付または振興事業貸付）
ご 融 資 額	<b>750</b> 万円以内	
ご返済期間 （うち据置期間）	<b>5</b> 年以内（6ヵ月以内）	<b>7</b> 年以内（6ヵ月以内）

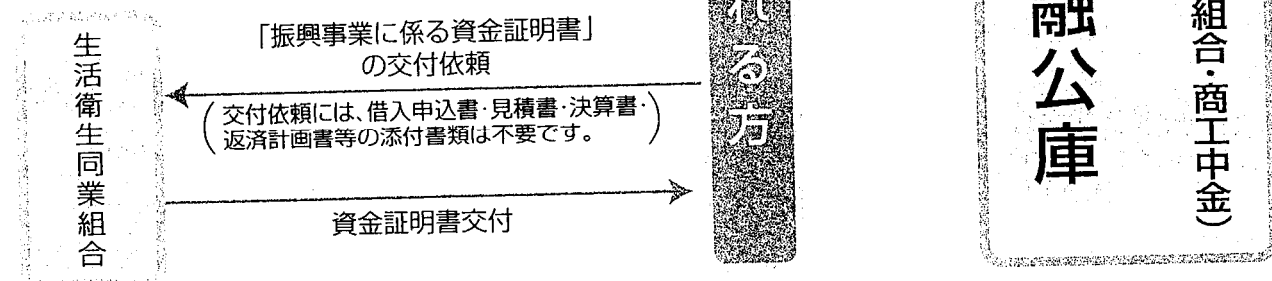
- ◆ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。
- ◆事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、創業資金の2分の1以上の自己資金を確認できることが必要です。
- ◆通常適用される利率に、1.2%（年利）が上乘せされます。
- ◆国民生活金融公庫各支店のみの取り扱いとなります。

# ● お申込の手続き ●

## ● 一般貸付



## ● 振興事業貸付



## ご注意!

公庫と関係のない業者が、「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資の勧誘やあっせんを行うという事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

## ご相談はお気軽に

くわしくは、国民生活金融公庫の窓口または都道府県の生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合でお気軽にご相談ください。

### ご相談の窓口

相談センターでもご相談いただけます

東京 (03) 3270-4649  
 名古屋 (052) 211-4649  
 大阪 (06) 6536-4649

### ホームページ

<http://www.kokukin.go.jp/>

当公庫に関するさまざまな情報を提供しています。また、次のサービス等もご利用いただけます。

■新着情報配信サービス  
 当公庫の金利情報などをメールでお知らせするサービスです。

<http://www.kokukin.go.jp/mailmagazine/index.html>

### 事業資金FAXサービス

事業資金融資に関する情報をFAXで提供しています(24時間受付)。お手持ちのFAXから、下記の番号にダイヤルしてください。

東京 (03) 3242-8739  
 名古屋 (052) 222-8739  
 大阪 (06) 6541-8739

「国の教育ローン」に関する情報を電話とFAXで提供する「夢！応援アンサー」も行っていきます(番号は上記に同じ)。

地域の公庫、身近な「こくきん」



## ご利用いただける方(対象業種・事業規模)

○生活衛生関係の事業を営んでいる、次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。

対象業種	事業規模(次のいずれかに該当する方)	
	資本金(会社)	従業員数(会社または個人)
飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、 すし店、料理店、社交業、一般飲食店) 喫茶店営業 美容業 サウナ営業	5,000万円以下	100人以下
理容業 一般公衆浴場業 その他公衆浴場業		
食肉販売業 氷雪販売業	5,000万円以下 卸売業は 1億円以下	50人以下 卸売業は 100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

◆従業員数には、臨時の従業員(パート・アルバイト)および家族従業員を含みません。

### ご融資の条件

- ◆利率…ご利用の際に窓口でおたずねください。
- ◆返済方法…元金均等返済、元利均等返済などがあります。
- ◆保証人・担保…お客さまのご希望を伺いながら相談させていただきます。

### 公庫融資の特徴

- ◆長期のご返済で、お利息は固定金利です。
- ◆ご融資限度額の範囲内であれば、重複してご利用いただけます。

### お申込に必要な書類

- ◆一般貸付の場合は、原則として都道府県知事の「推せん書」
- ◆振興事業貸付の場合は生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」
- ◆申込み施設・設備の概要(見積書、関係図面など)
- ◆企業概要書(公庫をはじめてご利用される方)
- ◆商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書(会社の場合)
- ◆最近2期分の決算書または申告決算書の写し
- ◆創業計画書(新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方。創業計画書は、最寄りの支店やホームページに用意しておりますが、ご自身で作成いただいても構いません。)